

林地開発許可制度について

森林において開発をしようとするときは、林地開発許可が必要です

□林地開発許可制度とは

無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るため、森林法に基づく林地開発許可制度が設けられています。1ヘクタール（10,000平方メートル）を超える森林の開発、0.5ヘクタール（5,000平方メートル）を超える太陽光発電設備の設置をしようとするときは、この制度の手続きに従って、知事の許可を受けなければなりません。

森林の開発をしようとするときは、必ず南信州地域振興局林務課へ相談してください。詳細については長野県ホームページ「林地開発許可制度」を参照してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/sangyo/ringyo/hozen/todokedesho.html>

□対象となる森林

許可制度の対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林です。開発しようとする森林が、保安林や保安施設に指定されている場合や、森林経営計画がたてられている森林については、伐採、開発行為に関して別の規制が設けられていますので、本制度の対象からは除かれています。

□飯田市への届出と必要な書類

森林における1ヘクタール以下の開発と、0.5ヘクタール以下の太陽光発電設備を設置しようとする場合は、飯田市林務課への届出が必要となります。「伐採及び伐採後の造林届出書」、「開発行為（1ha以下）」等を飯田市林務課まで提出してください。

詳細については飯田市ウェブサイト「森林における開発行為については林地開発の申請もしくは届出が必要です」をご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/23/rinchikaihatu2.html>

問い合わせ先

林務課 森林保全係 電話 0265-24-4567（課直通）
0265-22-4511 内線 4862